

2022年度夏季の追加供給力公募 (kW公募)調達結果に関する追加確認について

第76回 制度設計専門会合 事務局提出資料

令和4年8月30日(火)



本日の報告の内容

第75回制度設計専門会合(2022年7月26日開催)において、2022年度夏季追加供給力公募(以下、「kW公募」という)の一般送配電事業者の供給力の追加性の判断について、継続的に確認を行うとしていたところ、確認の結果を報告する。

2022年7月第75回制度設計専門会合資料7

1-1. kW公募の結果

- 募集量120万kW(最大140万kW)に対し、<u>応札量145.7万kW(うちDR0.4万kW)、落札</u> <u>量135.7万kW(うちDR0.4万kW)</u>であった。<u>応札件数は9件(うち、DR3件)、落札件数は6件(うちDR3件)であった。</u>
 - 電源3件が不落となった。一般送配電事業者が不落と判断した理由は、既に小売事業者の供給力として見込まれていた発電機に関して同一地点内の需要を抑制して逆潮分を増加させるという応札であり、一般送配電事業者として追加性が確認できなかったこと、及び、提供期間の追加供給力の供出が現実的でなかったこと、であった。なお、小売電気事業者の供給力として見込まれている発電所の同時最大受電電力の内数であっても同一地点内の需要を抑制して逆潮分を増加させるという案件があった場合に一般送配電事業者として追加性を認めるケースがあり得るか等、継続的に確認を行うこととしたい。
 - DR落札3案件中2件は、自家発稼働による供出、1件は需要抑制による供出であった。いずれの案件もDRの需要家件数は1件であった。

- 今回のkW公募及びkWh公募では、価格規律の対象となる事業者の入札価格の考え方について確認を行ったが、特に問題となる点はなかったと評価できる。
- 一方で、今回のkW公募における不落となった応札があった件に係る、一般送配電事業者の供給力の追加性の判断に当たり、小売電気事業者の供給力として見込まれている発電所の同時最大受電電力の内数であっても同一地点内の需要を抑制して逆潮分を増加させるという案件があった場合に一般送配電事業者として追加性を認めるケースがあり得るか等について、継続的に確認を行うこととしたい。

(参考) k W公募の概要

■ 2022年夏季 k W公募概要は以下のとおり。

公募の概要

	内容
対象設備等	東北〜九州エリア管内の電源及びDR。供給力は、供給計画に計上されていないものが対象。
募集容量	120万kW(最大140万kWまで超過落札を許容)
提供期間	2022年7月1日~8月31日の土日祝日を除く9時~20時
最低入札容量	1,000kW
応動時間	3時間以內
運転継続時間	1日1回発動の場合は、原則、5時間以上/回 1日2回以上発動の場合は、原則、3時間以上/回
発動回数	1日1回発動の場合は、6回。 1日2回以上発動の場合は、12回。
運用方法	・広域予備率8%未満を基本に発動指令を3時間前までに行う。 ・発動指令に基づき、電源等は時間前市場等に応札(発動指令時以外の自主的な応札も可)。ただし、DRで市場 入札が困難な場合は、小売電気事業者の供給力とし時間前市場等への供出等に用いることにより代替可能。 ・市場に応札し未約定となった場合は、一般送配電事業者の調整力として活用される。
落札評価方法	落札評価は、電源 I 'と同様の考え方として、kW価格とkWh価格の総合評価を実施。電源において、マストラン運転が必要となる場合は、その費用をkW価格に含める。
その他	落札事業者は、発動指令等に伴い市場へ応札し得られた利益を一般送配電事業者へ還元する。 公募費用は、託送料金の仕組みを利用して需要家から回収する。

1. 確認の結果等

1-1. kW公募の対象設備等

● kW公募は、供給計画に計上されている計画以外の供給力を募集するものであった。

論点① 対象設備等

2021年7月 第37回電力・ガス基本政策小委員会 資料6

- 前回の本小委員会で、今回の公募における調達対象は、できる限り幅広い応募を可能とするため、電源とディマンドリスポンス(DR)とすることとした。今回、追加的に募集する供給力は、来年1・2月の東京電力管内の需給見通しにおける不足分を埋めるためのものであり、2021年3月に提出された最新の供給計画において、2022年1・2月の時点で供給力として計上されていないものが対象となる。
- したがって、供給計画ではすでに供給力または調整力として計上されていたものを、事後的に変更して非計上とした場合は、当然に募集要件を満たさず、調達候補から除外すべきである。この点に関し、供給力については供給計画の提出先である広域機関が、調整力については東電PGが、各応募者が募集要件を満たしているかどうかを確認することとしてはどうか。
- なお、当面は供給力に余裕がない状況が続く見込みであり、追加的な供給力の確保策の必要性が増している。今回の調整力公募を契機として、供給計画でいたずらに休廃止を装い、供給力として非計上とする行為を誘発することがないよう、今後、対応策を検討していく必要がある。

1-2. kW公募要綱上の対象設備の記載

- 供給計画においては、供給計画に紐付く10万 k W以上の発電機とその認可出力については確認できるが、それらの個別発電機からの供給電力の内訳については、記載がなく、基本的に確認ができない。
- kW公募要綱においては、追加性の確認を合理的に行うために下記の文言が記載されていた。

kW公募・募集要綱抜粋

第5章募集概要(3)対象設備等 (略)

ロ 電気事業法第29条の定めにもとづき広域機関を経由して経済産業大臣に届け出られた2022年度供給計画(本要綱にもとづく応札時点および契約時点の最新のもの。以下本要綱において単に「供給計画」といいます。)の(2)の提供期間において、いずれの事業者の供給力(一般送配電事業者が活用する調整力を含みます。以下同じ。)にも計上されていない設備であることが必要です。

また、原則として、契約設備が発電設備である場合は、仮に属地TSOとの間で本要綱にもとづく2022年度夏季追加供給力契約を締結しない限り、電力取引にかかる市況や燃料制約、停止調整等にかかわらず(2)の提供期間において当該発電設備の運転を行わない見通しであることが合理的に説明できる必要があり、特に出力10万kW以上の発電設備(以下「大規模電源」といいます。)であるときは、相対契約を締結する小売電気事業者等を募集した結果、いずれの小売電気事業者等とも契約の締結に至らなかった発電設備といたします。

(参考) 供給計画について

- 供給計画は、電気事業法第29条に基づき、将来10年間の 全国・供給エリアの需給バランス等を把握・評価するた めに、全電気事業者(発電:約1050社、小売:約750社 等、2022年8月現在)が届出を行うもの。
- 発電設備に関しては、発電容量10万kW以上の設備について、水力・火力・原子力それぞれの供給力合計が提出される(右様式)。

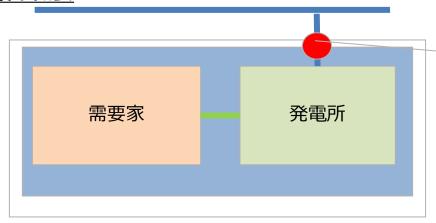
電気事業法施行規則第46条様式第34抜粋(発電・補修計画明細書)

発電所名		発電所の分類及	出力	補修計画												年度	備考
		び発電機の番号	(103kW)	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計	
				月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月	月		
	発電能力(103kW)																
合計	補修期間における月別減少出力(103kW)																
	供給電力(10³kW) (送電端)																
	供給電力量(106kWh) (送電端)		(送電端)														

1-3. 事案の詳細

- 2022年夏季 k W公募にて、一般送配電事業者が追加性が確認できないとして不落とした応札 案件は、既に小売電気事業者(発電量調整契約者)の供給力として見込まれていた発電機に 関して、同一地点内の需要を抑制する等して逆潮分を増加させるものであった(以下「当該事 案」という)。
- 当該事案は下記の通り運用されている地点であった。

当該事案の概要



当該事案において、メーターは1箇所であり、発電量調整契約上、1発電場所として計量されている。

(一般的な需要とは異なる。)

(発電量調整契約者)

▶ 日々の発電計画は、当日の発電設備の発電可能量から需要家より通知を受けた需要計画値を差し引いて算定。

(DR事業者)

▶ 発電量調整契約者の発電計画において、応札容量分を余力として残しておくことを検討していた。

※留意事項

- ▶ 日常的に需要家の計画/実績差が大きく発生。
- ▶ ベースラインの算定等、発電量調整契約者とDR事業者との協議はまとまっていなかった。

1-4. 当該事案の不落理由等

一般送配電事業者は、当該事案について、応札者に対しヒアリングを行い、応札者(DR事業者)の説明内容(※)から、追加性が確認できないと判断し、個別地点の発電計画の精査は行っていなかった。

(X)

- ✓ 応札者の説明内容は、発電量調整供給契約者と協議し、発電計画上、応札容量分を余力として残しておく ことにより、発動時に確実に逆潮量を増加させるものであった。
- ✓ 一般送配電事業者は、発電計画上、応札容量分を余力として残しておく状態について、「新たに地点内で需要抑制を実施しない限り当該最大受電電力のうち応札量相当は供給力となり得ない」旨の説明が、応札者から得られなかったため、追加性が確認できないと判断した。
- 電力・ガス取引監視等委員会事務局から当該地点の発電量調整契約者に対しヒアリングを行ったところ、当該地点は、負荷設備の需要が予想外に毎日変動することからベースラインの算定が困難等の理由により、応札者との協議がまとまっていなかったことを確認した。
- 結論として、一般送配電事業者が不落とした判断に問題はなかったと考えられる。

1-5. 一般送配電事業者における追加性の審査

- 一方で、最大受電電力の内数で、地点内の需要を抑制して逆潮分を増加させる案件の追加性の 判断においては、地点における過去に逆潮した実績の最大値(※1)と発電量調整契約者の最大受 電電力(※2)の差などから、新たに地点内で需要抑制を実施しない限り供給力となり得ない(※3)こと が確認できた場合は、一般送配電事業者が追加性を認めるケースがあり得ることを確認した。
- なお、追加性の判断以前に、調整力提供期間中の供出可能か否かについての判断は当然行われることとなり、例えば、発電量調整供給契約者とDR事業者との間で、供出実績値の仕訳(※4)について事前に協議がなされていることが必要と考える。
- ※1事例に応じて適切に判断
- ※2例えば発電機の出力から所内電力相当分を除いたもの
- ※3追加性の判断では、公募要綱において、応札者に対して、電力取引にかかる市況や燃料制約、停止調整等にかかわらず、提供期間において当該発電設備の運転を行わない見通しであることの合理的な説明を求めている。例えば、需要抑制での供出の場合、 当該供出が発電機の増出力で容易に代替可能であれば、追加性が認められない可能性がある。
- ※4追加的な論点として、一地点・一計量であることから、発電機の増出力で容易に代替可能発電量調整供給契約者とDR事業者との間にて、当該地点からの逆潮流に関する発電BGにおいて、インバランスが発生した場合等における発電機分と需要抑制分の取り扱いを予め協議する必要がある。なお、一般送配電事業者は、計画値と実績値の差を追加供出分と判断し精算する。

1-6. 今後の課題

現行の k W公募要綱上の対象設備の記載は下記の通りであるところ、前項 1 ポツにて確認した内容(個別の事情により追加性が認められる余地があり得ることを含む。)を読み取ることが難しい可能性があることから、より分かりやすい記載とすることが適当ではないか。

kW公募・募集要綱抜粋

第5章 募集概要

(3) 対象設備等

(略)

最大受電電力の内数で、 地点内の需要を抑制して逆潮分を増加させる案件を 対象外としているように読めてしまう可能性がある。

口電気事業法第29条の定めにもとづき広域機関を経由して経済産業大臣に届け出られた2022年度供加工 (本要綱にもとづく応札時点および契約時点の最新のもの。以下本要綱において単に「供給計画」といいます。)の(2)の提供が門において、いずれの事業者の供給力(一般送配電事業者が活用する調整力を含みます。以下同じ。)にも計上されていない設備であることが必要です。

また、原則として、契約設備が発電設備である場合は、仮に属地TSOとの間で本要綱にもとづく2022年度夏季追加供給力契約を締結しない限り、電力取引にかかる市況や燃料制約、停止調整等にかかわらず(2)の提供期間において当該発電設備の運転を行わない見通しであることが合理的に説明できる必要があり、特に出力10万kW以上の発電設備(以下「大規模電源」といいます。)であるときは、相対契約をではする小売電気事業者等を募集した結果、いずれの小売電気事業者等とも契約の締結に至らなかった発電設備といたしま

追加性が認められる場合、認められない場合の例示 を記載するなど、分かりやすさのための工夫の余地があるのではないか。

1. 確認の結果等

- 2022年夏季 k W公募にて、一般送配電事業者が追加性が確認できないとした応札案件を不落としたことについては問題はなかったと考えられる。
- 一方で、最大受電電力の内数で、地点内の需要を抑制して逆潮分を増加させる案件の追加性の判断においては、地点における過去に逆潮した実績の最大値と発電量調整契約者の最大受電電力の差などから、新たに地点内で需要抑制を実施しない限り供給力となり得ないことが確認できた場合は、一般送配電事業者が追加性を認めるケースがあり得ることを確認した。
- なお、今後の課題として、kW公募要綱における対象設備に関する記載について、本項2ポツの内容が読み取れるよう、より分かりやすい記載とすることが適当であると考えられる。